



広報さつま

令和8年9月17日：第10版

【お知らせ版】①

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係

電話：(0996)24-8919

— あなたの夢にまっすぐ 新たな挑戦が未来をつくる —

教育総務課 総務係から

案内 町有財産の売払いを行います(教職員住宅)

町では、町内に住所がある方や事業所等がある法人を対象に、教職員住宅の売払いを行います。参加を希望される方は、期限までに入札参加申込書を提出してください。

【売払い物件】

○永野小学校教頭住宅

所在地：さつま町永野字吉原 968 番地

面積：土地 347.98 m²、居宅 87.49 m²、
車庫 19.00 m²

構造：木造平家建

建設年月日：昭和63年10月11日

最低価格：1,250,000 円

【現地説明会】

○現地説明会参加申込

申込期限：9月30日(水)午後5時15分

申込方法：期限までに申込先に電話でお申し
込みください。

○日時

永野小学校教頭住宅：10月6日(火)
午後2時～(現地集合)

【入札参加方法】

○参加資格

- ・町内に事業所等を有する法人
- ・町内に住所を有する個人

○入札参加申込

申込期限：10月14日(水)午後5時15分

申込方法：期限までに申込書を申込先に提出してく
ださい。

申込書はお問い合わせ先に設置してあるほか、町ホ
ームページからダウンロードできます。

○入札日

日時：10月28日(水)午後2時

会場：さつま町役場本庁3階3-A 会議室

○入札保証金受付

日時：10月28日(水)午後1時30分～午後1時50分

会場：さつま町役場本庁3階教育相談室

入札金額の5%以上の額を納付してください。

町ホームページ→



＜申込み・お問い合わせ先＞教育総務課 総務係
電話：(0996)26-1837 窓口：本庁3階16番

総合政策課 企画政策係から

案内 10月は「土地月間」です

国土交通省では毎年10月を「土地月間」、10月1日を「土地の日」と定め、土地政策の普及・啓発活動の充実を図っています。一定面積以上の土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。契約を締結した日から起算して2週間以内に、土地の所在する役場の土地利用担当窓口へ届け出てください。

○届出が必要な面積

- ・市街化区域 2,000 m²以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域 5,000 m²以上
- ・都市計画区域外 10,000 m²以上

○届出が必要な土地の取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡
担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権
の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡など

○届出者

土地の取得者(買い主)

※届出をしない場合や虚偽の提出は、6か月以下の
拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられます。

＜申込み・お問い合わせ先＞
総合政策課 企画政策係
電話：(0996)24-8916
窓口：本庁2階10番

案内 県労働委員会委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催について

解雇や雇止めなど、職場のトラブルで悩んでいませんか？県労働委員会委員（公益委員（弁護士・大学教授等）、労働者委員（労働組合役員）、使用者委員（会社経営者等））が相談に応じます。電話でも相談できます。労働者、使用者のどちらでも、お気軽にご相談ください。

【日時及び場所】

・合同相談会

10月1日（木）午前10時から午後4時（受付は午後3時30分まで）

鹿児島県労働委員会（県庁15階労働委員会）

・休日相談会

10月18日（日）午後1時30分から午後4時30分（受付は午後4時まで）

鹿児島県労働委員会（県庁15階労働委員会）

・定期相談会（原則、毎月第4火曜日開催中）

10月27日（火）午後2時30分から午後5時（受付は午後4時30分まで）

鹿児島県労働委員会（県庁15階労働委員会）

【相談事例】

解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、パワハラなど

【事前申込み】

申込は先着順（予約優先）ですので、事前予約をお勧めします。（申し込みの時点で相談枠に空きがない場合は、次回相談会やほかの相談窓口を紹介することがあります。）

＜お問い合わせ先＞鹿児島県労働委員会事務局（県庁15階）
相談専用ダイヤル：（099）286-3943 FAX：（099）286-5653

建設課 建築係から

助成 木造住宅の耐震診断・改修工事への補助金があります

町では、地震による木造住宅の倒壊などの被害を防ぎ、安全な建築物の整備促進のため、耐震診断と耐震改修工事費用の一部を補助します。

【対象者】

次の①～③を全て満たす方

- ①木造住宅の居住者または所有者
- ②居住者と所有者が異なる場合は、どちらも耐震診断や耐震改修工事に同意している方
- ③町税などの滞納がない方

【対象住宅】

次の①～④を全て満たす住宅

- ①専用住宅、長屋または共同住宅（店舗などを兼ねた住宅は、店舗などに使用する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満）
- ②2階建て以下で延べ床面積が500㎡以下
- ③昭和56年5月31日以前に着工
- ④現在、居住用として使用している

【補助額】

■耐震診断・・・

限度額：6万円（対象経費の3分の2）

■耐震改修工事・・・

限度額：30万円（対象経費の100分の23）

【その他】

- ・申請前に耐震診断や耐震改修工事を着手または終えている場合は対象外です。
- ・耐震改修工事は、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた建物であることが必要です。
- ・補助金の交付回数は、1棟につき1回です。

※令和9年度に助成を希望される方は、予算化に向けて調整が必要となりますので、10月30日までにご相談ください。

＜申込み・お問い合わせ先＞
さつま町役場 建設課 建築係
電話：（0996）26-1829
窓口：本庁2階6番

<町営住宅 9戸>

団地名	地区	戸数	号数	構造	建設年度	家賃		間取り	単身世帯	備 考
						一般階層	裁量階層			
ウッドタウン	宮之城屋地	1	14	木造2階	S63	16,500 ~ 24,600	28,100・32,400	6・6・6	世帯	3DK 浄化槽 共益費負担あり
溝添	宮之城屋地	1	7	耐火2階	S56	12,500 ~ 18,600	21,200・24,500	6・6・6	世帯	3DK 浄化槽 共益費負担あり 心理的瑕疵あり
宮之城東谷	宮之城屋地	1	16	木造平家	H17	15,200 ~ 22,600	25,800・29,800	6・洋	※シルバー	2DK 浄化槽 共益費負担あり
		1	22		H18	15,300 ~ 22,800	26,100・30,100	6・洋	世帯	2DK 浄化槽 共益費負担あり
		1	35		H19	19,000 ~ 28,300	32,400・37,300	6・洋	世帯	2LDK 浄化槽 共益費負担あり
上向西	虎居	1	302	耐火3階	S61	16,700 ~ 24,900	28,500・32,900	6・6・6	世帯	3DK 浄化槽 共益費負担あり
岩之上	紫尾	1	3	耐火2階	S58	14,600 ~ 21,800	24,900・28,700	6・6・4.5	世帯	3DK 浄化槽 共益費負担あり
久保田	鶴田	1	8	木造平家	H1	13,000 ~ 19,400	22,100・25,500	6・6・6	世帯	3DK 浄化槽 共益費負担あり
野中	永野	1	104	耐火3階	H1	20,300 ~ 30,200	34,500・39,900	6・6・洋	世帯	3DK 浄化槽 共益費負担あり

※シルバーハウジング住宅について

○シルバーハウジングの入居対象者は、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯(夫婦のいずれかが60歳以上である世帯を含む)又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯で次の各号のいずれにも該当する者とします。

- (1) 自炊が可能な程度健康状態であるが、心身機能の低下、高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる者
 - (2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者
 - (3) さつま町営住宅の入居条件を満たす者
- 緊急通報システム利用申請並びに電話回線の個人設置が必要になります。
所得に応じ費用負担が発生する場合があります。

【募集期間】

9月17日(木)～10月9日(金) ※土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

【抽選会及び入居説明会】

日時:10月14日(水)13時30分から 場所:役場本庁 2階会議室2-A

※申込者が多数の場合は公開抽選を行います。

遅刻や欠席の場合、抽選の権利がなくなりますので必ず出席してください。(代理可)

※抽選会終了後、引き続き入居説明会を開催します。

【入居予定日】

12月1日(火) ※入居予定日から10日以内に必ず入居すること

【その他】

- ・最低限度の原状回復を行っていますが、新築(賃貸)住宅のような状態ではないことをご了承ください。
- ・今回の募集以外に随時募集中の住宅もあります。
- ・入居募集には資格要件や収入基準があります。詳しくは募集案内でご確認ください。

<申し込み・お問い合わせ先>さつま町役場 建設課 建築係
電話:(0996)26-1829 窓口:本庁2階6番

案 内 マイナンバーカード・電子証明書の更新手続きについて

マイナンバーカードには有効期限が以下の2種類あります。

- ①写真を含めたカード本体の更新…10年ごと(未成年者は5年)
- ②IC チップ内の電子証明書の更新…5年ごと

有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3か月前を目途に「有効期限通知書」(転送不要)が送付されますので、同封の書類に記載のある案内に従い、必要書類等を確認のうえ更新手続きをしてください。(有効期限を過ぎても手続き可能)なお、郵便物の転送依頼をされている場合、有効期限通知書が自宅に届かないためご注意ください。さつま町に住民登録をされている方は、以下のとおり手続きをお願いします。

①マイナンバーカード更新

申請から発行まで1か月程度を要します。

更新前のマイナンバーカードをお持ちであれば、手数料は無料です。(紛失の場合、1,000円必要)

※外国人は取り扱いが異なります。

有効期限を過ぎると、電子証明書及び本人確認書類としての利用ができません。

【申請方法】

- ・役場本庁または両支所で申請(予約不要・写真撮影無料)
- ・オンライン申請(パソコン・スマートフォン)
- ・郵便申請(有効期限通知書に同封されている申請書を直接国へ送付)
- ・証明写真機からの申請(写真撮影有料)

【受取場所】

- ・役場本庁・両支所(電話予約必要)

新しいマイナンバーカードが国から役場へ届き次第、住民登録している住所へ

受取案内ハガキを送付します。

②電子証明書更新

- ・手続きは当日10分程度で完了し、手数料は無料です。(設定している暗証番号が必要)
- ・有効期限を過ぎると、電子証明書の利用ができません。(本人確認書類としての利用は可能)

【手続き場所】

- ・役場本庁または両支所(予約不要)

案 内 マイナンバーカード手続きの日曜開庁について (予約制)

お仕事などで平日来庁できない方を対象に、10月4日(日)午前8時30分～正午までマイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新手続きのための日曜開庁を役場本庁で行います。手続きを希望される方は、10月2日(金)までに町民環境課町民係(直通0996-24-8927)までご予約ください。次回の日曜開庁は11月1日を予定しています。

※マイナンバーカードは、住民登録をしている市区町村窓口で本人による手続きが必要です。

特別な事情等があり代理人による手続きを希望される場合等、ご不明な点がございましたら町ホームページをご確認いただくか、電話でお問い合わせください。町外へ住民登録している場合、住民登録している市区町村窓口へお問い合わせください。



町ホームページ
マイナンバーカード



有効期限・更新
説明動画

＜お問い合わせ先＞
町民環境課 町民係
電話：(0996)24-8927
窓口：本庁1階1番



広報さつま

令和8年9月17日：第10版

【お知らせ版】②

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係

電話：(0996)24-8919

— あなたの夢にまっすぐ 新たな挑戦が未来をつくる —

ほけん福祉課 介護保険係から

案内 かごしま県介護の入門的研修(北薩地域)のご案内

県社会福祉協議会は、介護に関心のある方や介護初心者の方を対象に、介護の入門的な研修を行います。北薩地域では、下記の日程で薩摩川内市の会場にて開催します。

【開催日時及び会場】

地域	開催日時	会場	申込 締切日
北薩	11月10日(火) 10:00～17:00 11月11日(水) 10:00～17:00 11月17日(火) 10:00～17:00 11月18日(水) 10:00～16:15	薩摩川内市総合福祉会館 (薩摩川内市永利町4107番地1)	10月27日 (火)

【対象者及び募集人数】

- ①介護未経験者で、福祉・介護の職場に就職を希望される方、介護に興味・関心あり、勉強したいと思われる方
- ②20名(先着順)

【受講料】 無料

【申込方法】

申込書にある必要事項を記入・入力の上、郵便、FAX、専用フォームのいずれかの方法でお申し込みください。※申込書は県社協ホームページからもダウンロードできます。



←県社協ホームページ

専用フォーム→



＜申込み・お問い合わせ先＞

県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7
電話：(099)258-7888
FAX：(099)250-9363

ほけん福祉課 高齢者支援係から

案内 権利擁護セミナー「子どもたちの思いに寄り添う権利擁護」を開催します

誰もが安心して、住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていくためには、一人ひとりの権利が守られることが必要です。本セミナーでは、子どもたちの悩みや学校への行きづらさに目を向け、子どもたちの気持ちや権利を尊重し、地域でどのように寄り添い、支えていけるのかを一緒に考えます。

【内 容】

- ・実践発表「伊佐市での第3の居場所について」 発表者：上園卓哉氏(伊佐市社会福祉協議会)
- ・講演「生きづらさを抱えた方を理解し支援する」

講師：大倉一真氏(一般社団法人パーソナルサービス支援機構代表理事)

【日 時】 10月3日(土) 午後1時から午後3時(午後0時30分から受付開始)

【場 所】 宮之城ひまわり館 いきいき学習室

【対象者】 町内外の住民、学校関係者、民生委員児童委員、子どもの権利擁護などに関心がある方

【参加費】 無料

申込フォーム→



＜申込み・お問い合わせ先＞さつま町社会福祉協議会
電話：(0996)52-1123 担当：下口、小永田

案 内 9月1日から10月31日までは「鳥獣被害防止運動期間」です

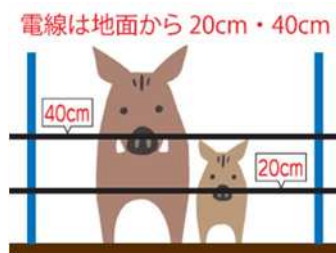
県では、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減対策を効果的に推進するため、水稻やさつまいもなどの収穫を迎える9月から10月を「鳥獣被害防止運動強化月間」として設定し、集落ぐるみで鳥獣を寄せ付けない取組の実践を推進することとしています。

【主役は、地域の住民です】

1. 集落内のすみかや隠れ場、えさ場をなくす。

- ・耕作放棄地、茂み、ヤブ等の解消
- ・山際の見通しを良くし、出て来にくく、隠れにくい環境をつくる。
- ・放任果樹の伐採や落下果樹の除去。

○電気柵の電線は地面から20cmと40cmの高さに設置しましょう！



2. 自分たちで守る。

「これまでは出てこなかったのに…」は、これまでの話です。電気柵などの設置により、自分たちで守りましょう。捕獲のみでは鳥獣被害は解消されません。捕獲しても防護をしない限り別の個体から被害を受けるからです。

○夜間だけではなく24時間365日通電しましょう！



＜お問い合わせ先＞農林課 農政係 電話：(0996)24-8942 窓口：本庁別館1階

相 談 無料法律・登記・税務相談所
開催のお知らせ

鹿児島県司法書士会川内支部では、10月1日の法の日になんだ記念事業として、無料法律・登記・税務相談会を開催します。

【日 時】

10月3日(土)午前10時から午後4時

【場 所】

虎居地区公民館

【相談内容】

境界問題、相続問題、離婚問題、貸金回収、借金整理、税務相談、その他法律・登記・税金に関するもの

【実施方法】

司法書士による面談相談(相談は無料)

＜お問い合わせ先＞
鹿児島県司法書士会
電話：(099)248-8270

案 内 初心者向けスマホ体験講座を
開催します！

町では、生涯学習講座の一環で初心者向けスマホ体験講座を開催します。当日は、1人1台スマホを貸し出しますので興味がある方はぜひご参加ください。

【日 時】 10月15日(木)14時から15時30分まで

【場 所】 虎居地区公民館 大会議室

【対象者】 スマホをお持ちでない方

【講 師】 スマホアドバイザー

【受講料】 無料

【定 員】 先着20名(※10名以上で開講)

【内 容】

基本画面、電話、LINEなどの基本的な操作

【申込み】

電話またはメールにて氏名・住所・電話番号を10月9日(金)までに社会教育係へお申し込みください。

＜お問い合わせ先＞
社会教育課 社会教育係
電話：(0996)26-1842
メール：sha-kyo@satsuma-net.jp